

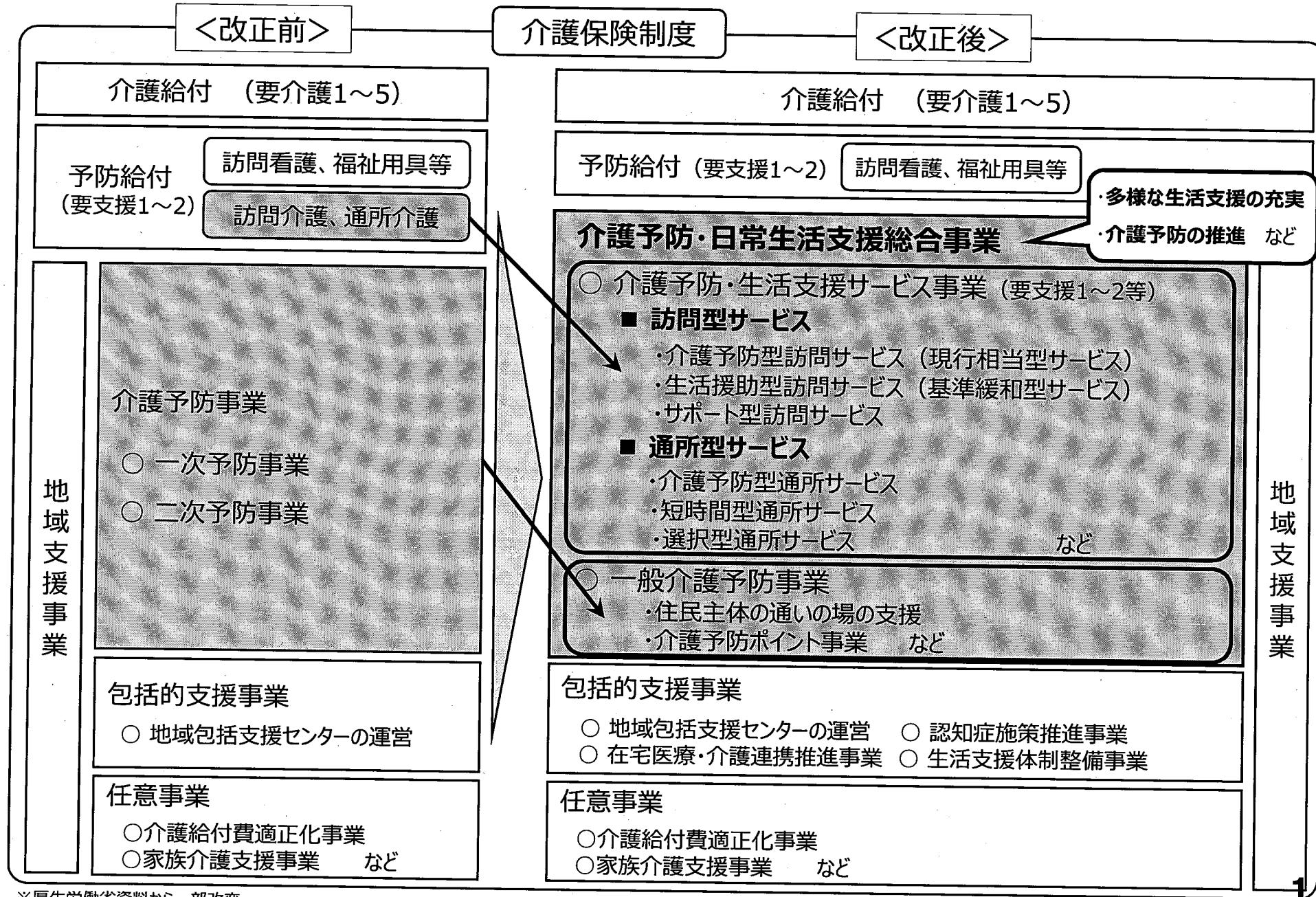
資料 2

介護予防活動の推進
～住民の助け合いによる生活支援活動事業（案）～

平成29年10月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

介護保険制度の改正と「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の構成



※厚生労働省資料から一部改変

介護予防活動の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止を目的として行うもの。
- 生活機能の低下した高齢者に対しては、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけをめざすものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すという「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要。

国の考え方

- 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- 地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所と出番づくりを行うなど、要介護状態になつても生きがいと役割をもって生活できるような取組みをすすめる。

大阪市の取組み

- ① 各区において「いきいき百歳体操」や「ラジオ体操」、「ウォーキンググループ」などの住民の自主的な活動の推進に取り組んできており、引き続き地域で介護予防活動（体操・運動等）に継続的に取り組めるよう、住民主体の体操・運動等の通いの場を高齢者が徒歩で通える場所に展開する。
→ 「いきいき百歳体操」等の体操・運動等を行う住民主体の通いの場の充実
- ② 高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の生きがいづくりや介護予防を図ることを積極的に支援するため実施している「介護予防ポイント事業」について、より多くの高齢者が、個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに身近なところで得意分野を生かした活動ができるよう、活動施設等をできるだけ身近な場所に充実させるとともに、在宅の高齢者への生活支援活動に活動の範囲を広げる。
→ 施設活動コースの活動場所の「保育所」への拡充
→ 在宅活動コース（住民の助け合いによる生活支援活動事業）のモデル実施

「介護予防ポイント事業」の充実（案）

介護予防ポイント事業とは

高齢者の外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的として、対象者（大阪市内在住の65歳以上の方）が介護保険施設・事業所等で介護支援活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業。

活動者を増やすために

より身近なところで、これまで培った経験をもとに得意分野を生かした活動ができるよう、活動場所・内容を充実する

施設活動コース（拡充）

介護保険施設・事業所

介護支援活動

- ・行事、レクリエーションなどの補助
- ・話し相手
- ・清掃
- ・入浴介助、食事介助の補助
- ・館内移動、外出（散歩等）の補助
- ・衣服の繕い、洗濯物の整理
- など

保育所（公立・民間）（追加）

保育支援活動

- ・発表会、昔遊びなどの補助
- ・絵本の読み聞かせ
- ・清掃
- ・植木の水やり
- ・保育備品の修理
- ・動物のお世話
- など

在宅活動コース（新設）

（住民の助け合いによる生活支援活動事業）

生活支援活動（新規）

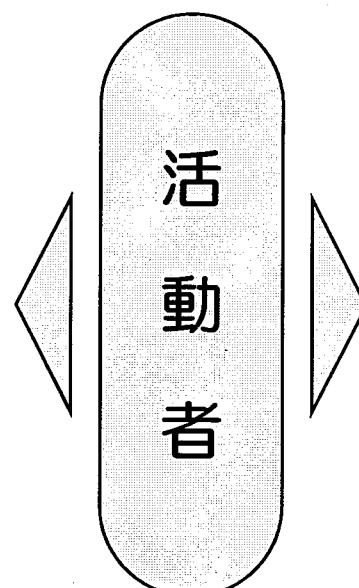
介護保険サービス（老計第10号）

- ・買物（日常品の買物）
- ・掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）
- ・洗濯（洗濯・乾燥・取入・収納）
- ・調理
- ・買物同行、通院同行、薬の受取同行など

介護保険外サービス

- | | |
|---------|----------|
| ・電球交換 | ・部屋の模様替え |
| ・植木の水やり | ・庭の草取り |
| ・ペットの散歩 | ・外出付き添い |
| ・話し相手 | ・見守り |
- など

※介護保険外サービスのみの利用は不可



「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)について

考え方

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者が介護認定に至らず元気にいきいきと生活できるよう、介護予防活動を推進する必要がある。
- 高齢者が何らかの支援を必要とする状態となった場合でも、その方の状態やニーズに合ったサービスが提供できるよう、多様な主体による多様なサービスを充実し、サービス選択の幅を広げる必要がある。
- 介護予防と社会参加には強い相関関係があることが証明されつつあり、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、「高齢者の社会参加を通じた介護予防」を推進することが重要である。
- 地域の元気な高齢者が、生活支援を必要とする高齢者に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う（生活支援の担い手としての社会参加）ことにより、地域における住民相互の助け合いの体制づくりが進む。
- 介護保険制度の持続可能性を高めるためには、介護費用の増大や介護人材の不足への対応を考える必要があり、介護の担い手の多様化を図ることが重要である。

そこで

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)

事業内容

地域の元気な高齢者が、生活支援を必要とする高齢者（要支援1または2の方等：利用者）に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う。

（要支援1または2の方等への訪問型サービス（総合事業）のひとつに位置づける。）

事業目的

【活動者】 社会参加による生きがいづくり・介護予防

【利用者】 生活の質の確保・向上

【地域】 住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり（地域づくり）

